

4. 一宮市

回答書

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答]

介護・福祉・医療など社会保障施策の充実は、第6次総合計画の基本計画の中で、保健・医療と福祉の充実として“健やかでいきいきと暮らせるまちづくり”を目指しています。

- ② 各種の臨時交付金などは时限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。

[回答]

臨時交付金については、現在の経済状況が改善するまで全国市長会等を通じて国に働きかけを行っていきたいと考えています。市町村独自の継続実施については、事業の必要性、財政状況などを総合的に勘案して検討していきたいと考えています。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

[回答]

定める予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

[回答]

当市では、介護保険料を算定する上での所得段階が第1段階及び第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答]

現在実施している低所得者に対する利用料の減免は、障害者のヘルパー減免、施設入所等の特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置があります。

当市においては、国の制度のなかで減免制度を実施していきます。

③ 新基準による要介護認定について

- ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

[回答]

居宅介護支援事業者等に「要介護認定の見直し」を周知し、要介護(要支援)認定者の介護(予防)サービスの利用状況を勘案し、適正な要介護認定を行うよう努めているところです。

- イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

[回答]

上記アにより対応します。

- ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

[回答]

国の「要介護認定適正化事業」ホームページの動画教材を積極的にPRして、認定調査委員をはじめ介護サービス事業者が、いつでも「見直し」について熟知できるように努めていると

ころです。

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答]

平成21年3月に策定しました「第4期介護保険事業計画」において、平成21年度から平成23年度の3年間における各施設サービス・在宅サービスの必要量を予測し、これに対し、基本的に100%の供給確保を目標としています。特に、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設については、整備の促進に努めているところであり、今後とも、要介護者のニーズに応じ、適切なサービスの供給に努めてまいります。国においても平成21年度の補正予算で介護基盤の緊急整備事業を実施し、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設等の創設や増設に対して工事費等の必要経費の助成を行っているところです。(実施主体は市町村となっています)

- ⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答]

国において介護従事者の処遇改善を図るため平成21年度は介護報酬改定(プラス3.0%)が行われたところです。

また、介護労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員研修を年6回、ケアマネジャー研修を年4回、あわせて年10回開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答]

配食サービスにつきましては、平成17年度より毎日の配食を実施しています。料金については平成20年度と同様であります。(個人負担額 1食あたり250円)

また、平成18年度より、栄養改善や閉じこもりを予防するために「高齢者のための簡単料理教室」を開催しています。(平成20年度は、延べ32回実施)

- ② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

[回答]

市民の足となるバス等の巡回バスを運行しています。また、介護予防特定高齢者施策事業において、栄養改善・運動器の機能向上・口腔機能の向上・認知症予防事業の各教室への参加者の送迎をマイクロバスにより実施しています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

[回答]

街角サロン等の集まりの場への援助につきましては、「ふれあいクラブ活動支援事業補助金」を交付し、地域福祉活動の促進に努めています。(平成20年度のクラブ数は、6)

(3) 障がい者控除の認定について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答]

当該年の12月31日現在に要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としています。

- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

平成20年分の所得申告分から「障害者控除対象者認定書」を個別に送付しています。
(直近では、平成21年1月下旬に送付)

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

[回答]

後期高齢者医療制度における一部負担は、老人保健制度時代から継続しているものです。また、政権交代があり後期高齢者医療制度、さらに県の補助制度である福祉給付金につきましても先行きが不透明なため、今後の動向を見守りたいと思います。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

[回答]

平成22年3月31日までの2年間にわたり、1割負担に凍結をしております。政権交代もあり、今後の医療制度改革の動向を見守りたいと思います。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

保険証の取り上げ・資格証明書の発行についての運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な被保険者に限って適用するものです。愛知県広域連合の動向によりたいと思います

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

障害者医療費助成制度は、県の補助対象事業であります。後期高齢者医療制度も今後国会にて見直しが検討されていくと思いますので、その動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

[回答]

いまのところ、考えておりません。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答]

現在、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの方(就学前)に、現物給付により入・通院医療費の助成を実施しております。入院医療費については、償還払いですが15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方(義務教育終了まで)を助成の対象としております。

平成21年4月からは、小学生(12歳に達する日以後最初の3月31日まで)の通院についても2/3助成を実施しております。今後の対象者の拡大は、県の動向によりたいと思いますので、ご理解ください。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

[回答]

妊婦健診については、14回の公費負担をしております。

産婦健診については、生活保護や非課税世帯のかたへの助成制度を設けております。

超音波検査については、県内の状況や国の補助の動向を見ながら、考えてまいります。

- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

[回答]

医師会等とも協議して、検討してまいります。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

[回答]

就学援助制度の対象は、規則に定める認定要件に該当する方です。一宮市では、生活保護基準額を認定要件としていません。

申請の受付は、学校と市の窓口として学校教育課で実施しています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答]

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源で、被保険者の所得に対する所得割及び平等割(世帯)、均等割(個人)を法に従って賦課させていただいており、減免については、高齢者、障害者、低所得者等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しております。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

[回答]

現行どおり法に従って、均等割の対象とさせていただきます。ただし、世帯の所得が一定以下で、加入者数によっては、減免の対象となります。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

[回答]

世帯の所得が一定以下で、加入者数によって平等割、均等割が減免となります。また、世帯の所得200万円以下の場合は、加入者数にかかわらず平等割、均等割が減免となります。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答]

現行の減免制度に従います。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

[回答]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と認識しています。ただし、70~74歳の高齢受給者、福祉医療の給付対象者、中学生以下の子どものいる世帯などについては、資格証明書は発行しておりません。

イ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

[回答]

分納している世帯の方には、通常の保険証と同じ一部負担金の短期保険証を交付しています。

ウ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無

視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

[回答]

保険税の滞納分は、他の市税と合わせて、納税課にて徴収しています。納税課では、滞納理由・現在の所得状況などを本人から聴取して、分納など納めやすい方法により納付していただいております。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

[回答]

一部負担金の減免は、生活保護基準月額の1.2倍相当の実収入月額の世帯が対象となります。また、市広報などにより、この制度の周知を図っています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

[回答]

自立支援医療受給者(精神通院)の方の医療費の自己負担分については、助成をしております。

[回答]

一宮市では、未就学児の利用にかかる児童デイサービスの利用者負担については、児童デイサービス事業利用者負担金給付事業により無料としています。また、就労移行支援や就労継続支援、旧法通所授産施設などを利用されている方については、通所授産施設利用奨励金支給事業により、ごく一部の方を除いて利用者負担金は無料です。

これ以外の障害福祉サービス、補装具の利用料負担、施設での食費については、一宮市では国の制度に沿って実施しており、今後もこれによりたいと考えています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

[回答]

一宮市では、地域生活支援事業のうち移動支援、地域活動支援センターなどについては障害福祉サービスと同様の給付事業で、日常生活用具についても補装具費の給付と同じような仕組みで実施しています。障害福祉サービスも補装具も、障害者自立支援法により利用者の収入状況に応じて決められた月ごとの負担上限額の範囲で費用の1割を利用者が負担することとしており、地域生活支援事業についても同様の利用者負担で実施しています。

障害者自立支援法による障害福祉サービスや補装具費の負担の仕組みが変更されない限り、地域生活支援事業についても現行によりたいと考えます。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

[回答]

社会福祉法人等が社会福祉施設等を建設する際に、国及び県が補助金を交付する場合には、一宮市からも国補助額の4分の1を補助しております。この事業の対象施設にケアホーム、グループホームも含まれています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

[回答]

特定健診の自己負担は無料となっています。健診期間は委託先の医療機関との調整により決定し、健診は個別に実施しています。

がん検診については、受診に見合う負担をしていただけます。肺がん検診については、無料としております。

実施期間については、冬季は高齢者インフルエンザの予防接種も始まることから、5月から10月の6か月間としております。

歯周疾患検診の自己負担金は無料です。期間は5月から12月までです。

受診者の利便を図るため、個別医療機関委託が基本ですが、乳がん検診は、一部集団検診としています。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

[回答]

18歳以上40歳未満の女性を対象に血液検査、検尿、骨量測定などを無料で実施しています。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

[回答]

40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方を対象に年1回無料で受診できます。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

[回答]

生活保護法に基づき適正な運営に努めています。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

[回答]

稼働能力や居住地のない方も生活保護の申請を受理しております。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

[回答]

職員の増員につきましては、生活保護世帯数の増加に伴い人事課へ要望しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

[回答]

年金問題については、現在、国において「最後の一人まで正しい年金が支払いできるよう」対策をとっているところです。また、国は、社会保障の一体的見直しを推進しており、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ基礎年金国庫負担割合の引き上げや、被用者年金制度の一元化の推進など検討されており、その動向を見守っていきたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思います。また、社会保険庁の解体については、今後の国の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

[回答]

今後国会にて見直しのための検討がされていくと思いますので、その動向を見守りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

[回答]

介護給付費の国の負担分については、給付費の25%（施設分20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するよう、市長会を通じ働きかけています。

平成21年4月から始まった新基準による介護保険の要介護認定は、10月から一部、認定方法を見直すこととなり、事実上、従来の調査項目の基準に戻ったと考えられます。

介護労働者の処遇改善については、国において介護職員処遇改善交付金の仕組みが作られたところです。

- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

[回答]

子ども医療については、市長会など、しかるべき組織の中で検討すべきであると考えています。

[回答]

妊婦健康診査の公費負担について、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じるよう全国市長会を通じて要望しております。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

[回答]

税制度のあり方については、それを研究検討すべき機関の議論の推移を見守りたいと考えています。

- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

[回答]

医師および看護師不足は、全国的なものとなっており病院経営をしていく上で深刻な問題となっています。

「経済財政改革の基本方針2009」（6月23日閣議決定）を踏まえ、地域の医師確保等の観点から、平成22年度医学部入学定員を増員することを公表されました。

ただ、これだけの増員では到底不足する医師を充足することはできないため、来年度以降もさらに定員数の増員を図り医師確保を促進するとともに、勤務医への診療報酬の評価を上げるよう要望を、県下公立病院院長会議等で出していきたいと考えています。

また、看護師不足についても、平成18年度の診療報酬改定で新たな看護配置基準が設けられ、全国の病院が新基準（7:1 入院基本料）の施設基準を満たすため看護師確保に奔走した結果、看護師不足が加速しました。より重症度の高い患者さんが必要な看護を受けられる診療報酬制度であるとともに、看護師の労働疲弊等による離職率抑制のための制度改革や看護師養成の増大についても、看護部長会議等で要望を出していきたいと考えています。

- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

[回答]

障害者自立支援法には施行後3年での見直しが位置づけられ、平成20年度に国の社会保障審議会障害者部会で議論し、報告書が提出されています。これに基づき、同法の改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散で廃案となっています。8月末の総選挙で政権が交代したところですので、当面、国の動向に注視したいと考えています。

- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

[回答]

社会保障制度においては、社会保険が公的扶助に優先します。したがって、介護保険の

被保険者の方については、まず、これを活用いていただくことが障害福祉施策によるサービスを利用する前提になると考えます。

なお、このような適用順位は、訪問介護と居宅介護や一部の福祉用具など介護保険と障害福祉施策にまったく同じ内容のサービスがある場合のもので、行動援護や訓練等支援など介護保険にはないサービスについてはこの限りではありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

障害者医療費助成制度は、県の補助対象事業であります。後期高齢者医療制度も今後国会にて見直しが検討されていくと思いますので、その動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

[回答]

今後国会にて見直しの検討がされていくと思いますので、その動向を見守りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

[回答]

平成22年3月31日までの2年間にわたり、1割負担に凍結をしております。政権交代もあり、今後の医療制度改革の動向を見守りたいと思います。

- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

[回答]

県の補助金要綱により定められておりますが、機会のあるごとに要望してまいります。

- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

[回答]

平成20年4月より通院助成を未就学児まで拡大したばかりですので、今後の動向を見守りたいと思います。

- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

[回答]

県の補助金要綱により定められておりますが、機会のあるごとに要望してまいります。

- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

[回答]

平成20年4月から精神障害者保健福祉手帳1及び2級所持者の精神疾病的入院とさらに自立支援医療受給者証(精神通院)の通院について助成が施行されました。今後も、機会あるごとに要望してまいります。

- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

[回答]

一宮市では、未就学児の利用にかかる児童デイサービスの利用者負担については、児童デイサービス事業利用者負担金給付事業により無料としています。また、就労移行支援や就労継続支援、旧法通所授産施設などを利用されている方については、通所授産施設利用奨励金支給事業により、ごく一部の方を除いて利用者負担金は無料です。

これ以外の障害福祉サービス、補装具および地域生活支援事業の利用料負担、施設での

食費については、国の制度に沿って一定の負担をお願いしていますが、制度創設以来、数度にわたって軽減策が講じられており、現在では概ね妥当であると考えています。

なお、市単独事業で実施している児童デイサービス事業利用者負担金給付事業については、県等の支援も受けたいと考えていますので、今後、機会を捉えて要望していきたいと思います。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

[回答]

①～④の事項については、政権交代により今後、後期高齢者医療制度の先行きが不透明なため、今後の動向を見守りたいと思いますので、ご理解ください。

以上